

相続人代表者指定届出書(兼固定資産現所有者申告書)

令和 年 月 日

相馬市長 様

相続人

提出される日を記入してください。

相続人全員のお名前を記入してください。

氏名 相馬 一郎 印

氏名 相馬 花子 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として下記のとおり指定したので地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

また、相馬市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を申告します。

相続人の代表者	ふりがな	そうま いちろう			相続人のうち、書類の送付先となっていただけの方を代表者として指定してください。
	氏 名	相馬 一郎			
	住 所	相馬市中村字北町63番地の3			
		(電話 0244 - 37 - 2128)			
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日			
被相続人(死亡者)	氏 名	相馬 太郎			亡くなった方のお名前、住所、死亡年月日を記入してください。
	住 所	相馬市中村字北町6			
	死亡年月日	令和 〇 年 △ 月 ◇ 日			
相続人	氏 名	被相続人との続柄	住 所	相続分	
	相馬 一郎	子	相馬市中村字北町63番地の3	1/2	
	相馬 花子	子	相馬市山上字上ノ台1番地の1	1/2	

相続人の皆さまのお名前、続柄、住所、相続分を記入してください。

未確定の場合、記入の必要はあ

市処理欄								
納付書	被口座	被納組	管納組	管口座	被共有代	被納管	電入力	固定資産税
								有・無

課長	市民税係	固定資産税係	税制係	収納係

〈法定相続人の範囲〉

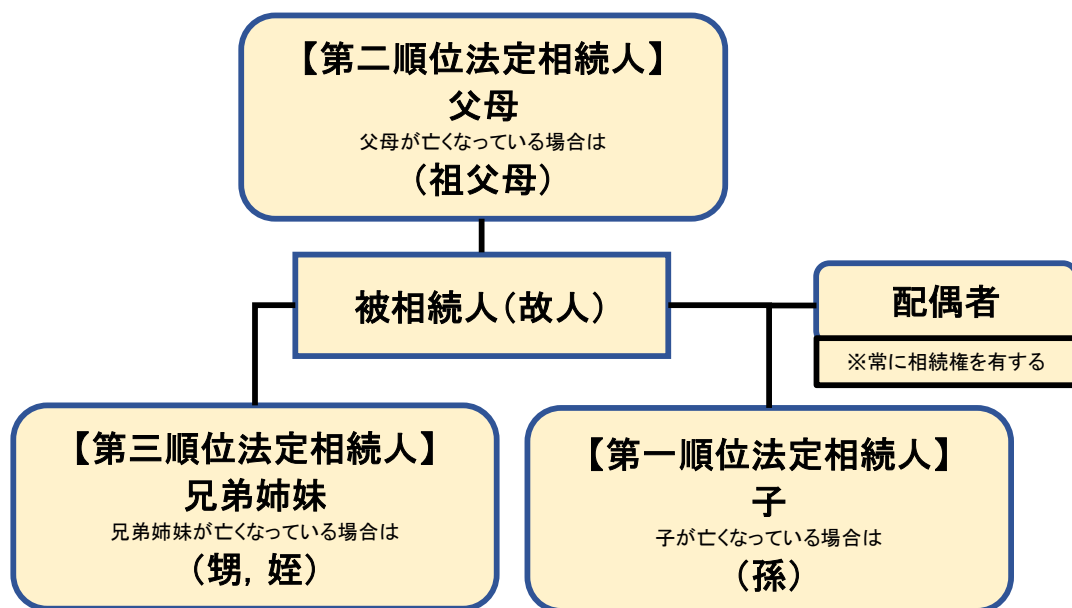
法定相続人とは、民法で定められた相続人のことを指します。
被相続人(死亡者)の配偶者は常に相続人となります。

【第一順位の相続人】… 被相続人に子がある場合には、子と配偶者が相続人となります。ただし、子が被相続人より先に亡くなっている場合などは、直系卑属(孫・ひ孫など)が相続人となります(代襲相続)。

【第二順位の相続人】… 被相続人に子およびその直系卑属がない場合などは、直系尊属(父母・祖父母)と配偶者が相続人となります。

【第三順位の相続人】… 被相続人に子およびその直系卑属がなく、直系尊属も死亡している場合などは、兄弟姉妹と配偶者が相続人となります。ただし、兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合には、その者の子(甥・姪)が相続人となります(代襲相続)。

下位順位の者は、上位順位の者が死亡や相続放棄などをしない限り相続権はありません。例えば、子が被相続人の財産を相続する場合、被相続人の直系尊属(父母)や兄弟姉妹には相続権はありません。



上記法定相続人には、被相続人の養子・養父母も含まれます。
※内縁関係の方は相続権がありません。
※子の配偶者には相続権がありません。

〈届出にあたっての留意点〉

- ・相続人の代表者の本人確認ができる書類の提示または写しを添付してください。(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・相続人本人の署名が困難な場合は、本人の了承があれば代筆でもかまいません。
- ・相続放棄をした場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知書」の写しを必ず提出してください。